

子育てをしながら求職者基礎保障給付を受け、職業訓練を受講中の女性（手前後ろ姿の2人）の話を聞く木下さん（右から3人目）ら＝2011年8月、ドイツ・ベルリン（木下さん提供）

生活保護基準額

ドイツが増額 日本と大違い

日本と大違い

4平方、12年374平方に増加。13年は3892平方に増えます（約4万2千円、1平方110円で計算）。5年に比べて10%以上の引き上げです。

さらに、低賃金労働者が増える中で、それを理由に基準額を下げてはいけないと判断しています。憲法裁判の判決は、まだ出されていません。



自民・公明政権の復活で「生活保護の給付水準の10%引き下げ」（自民公約）が浮上する危険があります。しかし、同じ先進国（ドイツでは）逆に生活保護の基準を引き上げました。現地で調査した、大阪市立大学大学院教授木下秀雄さん（社会保障法）に聞きました。坂本健吾記者

現地調査した大阪市立大学大学院教授

木下秀雄さんに聞く



憲法裁判決「人間の尊厳」が憲法の権利

政府も受け入れ

ドイツの以前の基準額は、所得が「下位20%の単身世帯」と比べて決めていました。

憲法裁判が一番問題にしたのは、その中に、所得の低い生活保護を受けている世帯を含めていたことです。基準額を決めるのに、現に生活保護を受けている人と比べるのはおかしいというものです。

政府は、この判断の指摘を基本的に受け入れました。さらに、単身者世帯と家族世帯に分け、単身者は所得の下位15%、家族は下位20%を対象としました。

単身者の場合、生活保護を受けている世帯など（8%余り）を除いたので、実質

的には、より所得の高い「第2十位」（世帯を所得で10等分し、下から2番目の世帯）と比べて決めていました。

日本では、比較の対象として、「第一十位」（一番下）に対して、保護費が高いなどと言っているのですから、ずいぶん違います。

ドイツでは、こうした見直しを行った結果、基準額が上がったのです。

新基準も違憲か

その後、新しい基準額に対しても訴訟が起こされています。ベルリンの社会裁判所は、新しい基準額の決め方を憲法違反の恐れがあるとして、憲法裁判に移送しました。

本来保護を受けたことが

最も多いのは、15～24歳で働く人が対象の最低生活保障（求職者基礎保障）です。

そして、10年2月、憲法裁判の決め方を変えました。連邦憲法裁判所に移送されました。

これが受け、政府は基準額の決め方を変えました。世帯主の基準額は、05年の月345円から、11年36

600万人（それ以外の最低生活保障制度を含めると約730万人）が受給しており、ずっと受けられました。（日本の生活保護受給者は213万人）

それでも、生活保護の基準額が低いとして、受給者

が裁判に訴えました。ドイツでは、専門分野で裁判所が分かれています。ヘッセン州の社会裁判所などは、「基準額の決め方が憲法に違反する」と判断。連邦憲法裁判所に移送されました。

私は昨年、ドイツの受給者がから聞き取りをしましたが、生活の仕方自体がかなり違っています。コンサートなどの文化関係の費用が安いこと、肉がキロ単位で売っているなど基本的な生活物資がかなり安いこともあります。日本と単純に比べられないと思います。

憲法裁判の判決で非常に重いことは、最低生活保障権をドイツ憲法（憲法）に基づく権利と明確に認めたことです。

一方、日本では憲法25条

的には、「人間の尊厳に値する生活を営む権利（生存権）を明記しています。ところが、自民党は、現在受給している人を苦め、10%水準の10%引き下げを主張しています。これは、現在受給している人を苦め、10%切り下げた生活を強いるものです。生活に困っている人が生活保護を受けたことを、さらに難しくします。

そして、生活保護費を引き下げるだけではなく、本当の狙いは最低賃金や年金を抑え込んだり引いてしまうことです。貧困と格差の拡大が深刻なのに、基準額を下げることをしてしまおうという、ひどい内容だと思います。